

戦中の特例手続き正当!?

次々と事業認可

約七十年前に計画決定した東京都内の都市計画道路が、「特定整備路線」として相次いで事業認可された。決定は戦時中の特例による手続きに従っていて、当時の図面は残されていない。東京都や国土交通省は、正当な手続きだと説明しているが、地元住民らは、終戦直後の「古文書」のような計画を強引に進めることに反発している。

(篠ヶ瀬祐司)

埼玉県に近い東京都北区の志茂一丁目。住宅地のあちこちに道路拡幅工事に反対する住民の張り紙が目立つ。地域内の幅五メートルほどの道路が特定整備路線に指定されており、二〇一〇年までに六百二十メートルにわたって幅二十メートルにする計画だ。

70年前決定「古文書」道路計画

計画通りなら、多くの家屋が移転や建て替えを余儀なくされる。〇四年の建築基準緩和を受けて建てられた三階建て住宅も例外ではない。

ここを含めた都内二十八カ所、計約二十六キロの特定整備路線が、今年二月までに国交省の事業認可を受けた。特定整備路線とは、東日本大震災を受けて都が打ち出した「木密地域不燃化十年プロジェクト」の一環で、木造住宅が多い地域に幅の広い道路をつくり、大規模災害時の延焼を防ぐことを目的とする。

計画に反対する複数の計画地域住民が、二月十日に国交省担当者に対し、認可取り消しを訴えた。住民側



は、各道路が戦中から続く仕組みを踏まえて計画決定した点を問題視する。二十八カ所のうち二十四カ所は、終戦直後の一九四六と四七年に計画が決まった。残る四カ所も、六六年

志茂地区にある補助86号線の拡幅予定地。工事への協力拒否を示す張り紙があちこちにある＝東京都北区で

までの決定だ。旧都市計画法下であり、戦時中だった四三年の勅令「都市計画法及同法施行令臨時特例」によって内閣の認可が不要とされていた。住民らは「戦争終了後に、戦時中の勅令に沿って手続きを進めたのはおかしい」と主張している。

住民側は、計画決定当時の図面がない点も納得がいかない。「『原図』がなければ、今回の特定整備路線が、当初計画通りか確認できない」というのだ。

図面はどうなっているのか。「『どちら特報部』が東京都庁で、北区志茂一丁目周辺の図面の縦覧(閲覧)を求めると、都市計画図を見ることができた。「計画が決まった四六年当時のものではなく、その後の変更や地形の変化を反映させた、最新の図面」(街路計画課)との説明だった。

都の資料には、この道路

は計画決定から七回変更したとある。これも縦覧を求めたが四七、五八年の変更の際の資料は、都庁の倉庫では見つからなかった。

国交省や都は「原図」がなくても問題がないとの立場だ。「資料を継承し、変更があればそれを反映して適切に管理している。原図がないからといって計画が無効になるわけではない」(都街路計画課)。住民と行政側の主張は平行線だ。

両者の話し合いに同席した小池晃参院議員(共産)は「『古文書』のような決定を引っ張り出し、有無を言わず進めようとしている。行政手続き上、重大な瑕疵がある」と行政の対応を批判する。

国交省提出の資料によると、東京都の事業認可申請後、週末を含めわずか六日間、国交省が認可した例もある。小池氏は「これらの道路が本当に必要かどうか」と話している。

当初の図面なく住民「おかしい」

ならば、住民に丁寧に説明し納得して、あらためて計画をつくるべきではないか」と話している。